国民健康保険の世帯主等及び	国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の二第五項に規定する者であつて、基準日において口蹄疫特例措置対象国保被保険者である者が属する世帯の国民健康保険の世帯主等及び
被保険者が	国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の二第五項に規定する者であつて、基準日において口蹄疫特例措置対象国保被保険者である者が

（特例政令第三条第五項の介護合算算定基準額に関する読替え）

第三条　特例政令第三条第五項の規定により高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号）第十六条の三第一項（特例政令第八条第四項の規定により読み替えられる場合を含む。）の規定を準用する場合においては、同令第十六条の三第一中「次の各号に掲げる者」とあるのは、「国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の二第七項に規定する者であって、基準日において平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての健康保険法施行令等の臨時特例に関する政令（平成二十三年政令第二百四十四号）第八条第二項に規定する口蹄疫特例措置対象高齢被保険者である次の各号に掲げる者」と読み替えるものとする。

附　則

1　この省令は、平成二十三年八月一日から施行する。

2　第一条の規定は、療養の給付を受ける日の属する月が平成二十三年八月以後の場合における国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の二第二項第一号に規定する収入の額について適用する。

○財務省令第五十四号

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十三条第五項（同法第三十三条の二第三項において準用する場合を含む。）、第四十一条の十九第一項第一号、第四十二条の十一第一項及び第六十八条の十五第一項、租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十四条の二第九項及び第二十六条の二十八の三第一項第八号並びに同条第九項の規定により読み替えられた所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第二百六十二条第一項第七号の規定に基づき、租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年七月二十九日

財務大臣　野田　佳彦

租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令

租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第十四条第五項第三号イ中「第五条第五項」を「第五条第六項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に、「同条第十項」を「同条第十一項」に、「同条第十三項」を「同条第十四項」に、「同条第十四項」を「同条第十五項」に、「同条第十五項」を「同条第十六項」に、「同条第十六項」を「同条第十七項」に改める。

第十八条の四第三項中「の譲渡」を「と一体として個人の居住の用に供されていた家屋又は土地若しくは土地の上に存する権利（以下この項において「家屋等」という。）の譲渡に係る対価の額が、当該家屋等の譲渡」に改め、「に相当する金額」を削り、「による」を「である場合の当該」に改める。

第十九条の十一第一項を削り、同条第二項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4　施行令第二十六条の二十八の三第一項第八号に規定する財務省令で定める契約は、特定新規株式を発行した次の各号に掲げる特定新規中小会社の区分に応じ当該各号に定める契約とする。

一　法第四十一条の十九第一項第一号に掲げる株式会社に該当する特定新規中小会社　当該特定新規中小会社との間で締結する特定新規株式に係る投資に関する条件を定めた契約で中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行規則第五条第二項第三号ニに規定する投資に関する契約に該当するもの

二　法第四十一条の十九第一項第二号に掲げる指定会社に該当する特定新規中小会社　当該特定新規中小会社との間で締結する特定新規株式に係る投資に関する条件を定めた契約で総合特別区域法施行規則（平成二十三年内閣府令第三十九号）第三十四条第一項第三号に規定する株式投資契約に該当するもの

5　第十九条の十一第五項を次のように改める。

法第四十一条の十九第一項第一号に規定する財務省令で定める株式会社は、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行規則第四条の二第一項各号のいずれかに該当する株式会社とする。

第十九条の十一第七項第一号を次のように改める。

一　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

イ　法第四十一条の十九第一項第一号に掲げる株式会社に該当する特定新規株式につき同条の規定の適用を受ける場合　当該特定新規中小会社が発行した経済産業大臣の当該特定新規株式に係る基準日（第一項各号に掲げる特定新規株式の区分に応じ当該各号に定める日をいう。ロ及び次号において同じ。）において(1)及び(2)に掲げる事実の確認をした旨を証する書類（(3)に掲げる事項の記載があるものに限る。）

(1)　当該特定新規中小会社が中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行規則第三条各号及び第四条の二第一項各号に掲げる要件に該当するものであること。

(2)　当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者による当該特定新規株式の取得（法第四十一条の十九第一項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）が、当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者と当該特定新規中小会社との間で締結された第四項第一号に定める契約に基づき払込みによりされたものであること。

(3)　当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者の氏名及び住所（国内に住所を有しない者にあつては、所得税法施行規則第八十一条第一号又は第二号に定める場所。ロ(4)において同じ。）、払込みにより取得がされた当該特定新規株式の数及び当該特定新規株式と引換えに払い込むべき額並びにその払い込んだ金額

ロ　法第四十一条の十九第一項第二号に掲げる指定会社に該当する特定新規中小会社が発行した特定新規株式につき同条の規定の適用を受ける場合　当該特定新規中小会社から交付を受けた総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第五十五条第一項に規定する認定地方公共団体の長の当該特定新規株式に係る基準日において(1)から(3)までに掲げる事実の確認をした旨を証する書類（(4)に掲げる事項の記載があるものに限る。）

(1)　当該特定新規中小会社が総合特別区域法第五十五条第一項に規定する指定会社に該当するものであること。

(2)　当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が取得をした株式が、当該指定会社が総合特別区域法第五十五条第一項に規定する指定を受けた日から同日以後三年を経過する日までの間に発行されたものであること。

(3)　当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者による当該特定新規株式の取得が、当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者と当該特定新規中小会社との間で締結された第四項第二号に定める契約に基づき払込みによりされたものであること。

(4)　当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者の氏名及び住所、払込みにより取得がされた当該特定新規株式の数及び当該特定新規株式と引換えに払い込むべき額並びにその払い込んだ金額

第十九条の十一第七項第四号中「第五項に規定する」を「第四項各号に掲げる特定新規中小会社の区分に応じ当該各号に定める」に改め、同項第五号中「同項第一号及び第二号」を「同項各号」に改める。